

第47号議案関係資料

コミュニティ関係事業の取扱いについて

平成15年8月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(37) コミュニティ関係事業

市民専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
1	町内会・自治公民館等の自治組織													A	
2	行政連絡員制度	x												C	
3	自治組織への運営補助金	x	x											C	
4	町内会広報活動推進事業		x							x				B	
5	いきいき地域社会づくり事業		x	x	x									B	
6	町内会集会所建築等補助事業					x								B	
7	コミュニティづくりの推進事業													B	
8	集会所(自治公民館)用地の貸付		x	x						x				B	
9	公民館長集落長互助会運営費補助事業	x	x	x						x	x			C	
10	集落班運営費補助金	x	x	x						x	x			C	
11	自治公民館長活動謝礼	x	x	x						x	x			C	
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(37) コミュニティ関係事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 町内会・自治公民館等の 自治組織	単位町内会 643 団体 連合町内会 30 団体 町内会連絡協議会 2 団体	自治公民館 56 団体 校区公民館 5 団体	自治公民館 11 団体 うち1公民館(新島)は 条例公民館 公民館連絡協議会 1 団体	集落(自治公民館) 33 団体 校区公民館(地区公民館) 6 団体 公民館連絡会 1 団体
2 行政連絡員制度	該当なし。 行政文書の各戸配布は、郵送や業者委託で実施。	・嘱託員(自治公民館長) 56人 ・業務内容 公文書、広報等文書の配布 各種調査、申告書等の取りまとめ 各種行事等の周知伝達 徴収事務(日赤募金等) その他町長において必要と認めた事項	・行政連絡員(自治公民館長等)11人 ・業務内容 公文書、徴税令書等の送達配布 町長、各種委員会からの指示、伝達 各種調査報告等 その他事務処理上必要なこと	・集落連絡員(集落長) 33人 ・業務内容 町からの連絡、回覧 町税の収納の協力 水道事務の協力(収納) 各種調査
3 自治組織への運営補助金	該当なし。	該当なし。	自治公民館連絡協議会運営補助金 ・交付先：自治公民館連絡協議会 ・補助額：933,000円 各地域公民館運営補助金 ・交付先：自治公民館 11 館 ・補助額：均等割+世帯割	地区公民館活動運営費補助 ・交付先：地区(校区)公民館 6 館 ・補助額：平等割+人口割+集落数割 自治公民館活動運営費補助 ・交付先：自治公民館 33 館 ・補助額：12,000円

(様式2) その2

(37) コミュニティ関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
自治公民館 6 1 団体 地域公民館 1 2 団体 公民館連絡協議会 1 団体	自治公民館 2 0 団体 校区公民館 5 団体 公民館運営連絡協議会 1 団体	鹿児島市は町内会、5町は自治公民館・集落 各市町ごとに組織体系が異なる。	5町の自治公民館・集落は、合併時に鹿児島市の単位 町内会と同一の組織として位置付ける。
・事務連絡委託(自治公民館長等)73人 ・業務内容 行政、公民館事務に関する連絡 各種調査、報告 各種委員会の事務	・事務連絡委託(自治公民館長)20人 ・業務内容 全ての行政事務を、その都度、 文書・回覧等で依頼。	吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町のみ。 各町で業務内容、業務量、報酬が異なる。	合併する年度から起算して3年度を経過した年度まで に廃止するものとし、廃止までの間の運営方法につ いては段階的調整を行うものとする。 合併する年度は現行どおりとする。 (調整内容) 報酬等の額については、 ・合併する年度の翌年度は、合併前の5町の報酬等の 額の3/4の金額とする。 ・合併する年度の翌々年度は、合併前の5町の報酬等 の額の2/4の金額とする。 ・合併する年度から起算して3年度を経過した年度 は、合併前の5町の報酬等の1/4の金額とする。
地域公民館活動振興補助金 ・交付先：地域公民館 1 2 館 ・補助額：基本割+戸数割	公民館連絡協議会補助事業 ・交付先：公民館連絡協議会 ・補助額：9 0 0 , 0 0 0 円 地区公民館活動事業補助事業 ・交付先：地区公民館 5 館 ・補助額：6 3 , 0 0 0 円	桜島町、喜入町、松元町、郡山町のみ。	合併する年度から起算して3年度を経過した年度まで に廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額につ いては段階的調整を行うものとする。 合併する年度は現行どおりとする。 (調整内容) 補助金の額については、 ・合併する年度の翌年度は、合併前の5町の補助金の 額の3/4の金額とする。 ・合併する年度の翌々年度は、合併前の5町の補助金 の額の2/4の金額とする。 ・合併する年度から起算して3年度を経過した年度 は、合併前の5町の補助金の額の1/4の金額とする。

行政制度等の調整方針(案)

(37) コミュニティ関係事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
4 町内会広報活動推進事業	町内会広報活動推進事業 ・対象事業：印刷機器・拡声器・パソコンの購入、掲示板の設置 ・補助率：1/3 ・限度額：1団体通算15万円 補助終了後、10年経過したら再度10万円を限度に補助	該当なし。	各地域公民館放送施設設置費補助金 ・対象事業：放送施設の購入及び修繕費 ・補助率：1/2 ・限度額：設定無し	掲示板設置事業 ・集落の掲示板について、集落長からの要望により、町費で設置
5 いきいき地域社会づくり事業	いきいき地域社会づくり事業 ・対象事業：町内会が実施するふるさとづくり活動や、まちづくり文化学習活動 ・補助率：1/3 ・限度額：6万円 平成17年度までの限定事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。
6 町内会集会所建築等補助事業	町内会集会所建築等補助事業 ・対象事業：集会所の新築、取得、増改築（事業費100万円以上） ・補助率：1/2 ・限度額：新築・取得 500万円 増改築 300万円 建替えは改築扱い	自治公民館整備補助事業 ・対象事業：自治公民館の新築、増築補修等（事業費30万円以上） ・補助率：1/2 ・限度額：100万円	該当なし。	自治公民館建設補助事業 ・対象事業：自治公民館の新築、改築 ・補助率：15% ・限度額：設定無し
7 コミュニティづくりの推進事業	町内会活動の手引書作成 コミュニティ研修会の開催 コミュニティ交流会の開催 コミュニティ活動推進講座の開催	自治公民館長研修会の開催	自治公民館長・婦人会長研修の開催	集落連絡員研修 ・2年毎に県外研修を実施
8 集会所(自治公民館)用地の貸付	有償 61ヶ所 無償 8ヶ所 有償貸付料は固定資産評価額を基に算定	該当なし。	該当なし。	無償 10ヶ所

(様式2) その2

(37) コミュニティ関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	自治公民館掲示板設置補助金 ・対象事業：自治公民館からの要望により、年4基程度を補助 ・限度額：5万円	鹿児島市、桜島町、郡山町に類似制度があるが、対象経費、補助率、限度額等が異なる。 喜入町は町費で掲示板を設置している。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
地域公民館夢ひろく事業補助金 ・対象事業：住み良い地域づくりの推進に関する事業等 ・補助率：全額、1/2 ・限度額：30万円 平成16年度までの限定事業	地域活性化事業助成金(生涯学習活動) ・対象事業：伝統行事、各種研修会、青少年の育成、文化芸能の振興保存等 ・補助額：7万円+傾斜配分 傾斜配分は特に他のモデルとなるような活動を行った場合に交付	鹿児島市、松元町、郡山町に類似制度があるが、対象経費、補助率、限度額等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
地域・自治公民館建設補助金(建設) ・対象事業：公民館建設に要する経費(用地費・補償費を除く) ・補助率：他の補助事業を受けている場合は30%、いない場合は40% ・限度額：2,000万円(100戸以上) 1,000万円(100戸未満)	自治公民館活動補助金(公民館建築) ・対象事業：新築及び増改築(10万円を超える事業) ・補助率： 本館：基準面積×基準単価の50% 分館：基準面積×基準単価の30% ・限度額：設定なし	鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町、郡山町に類似制度があるが、対象経費、補助率、限度額等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
地域・自治公民館長研修会 地区公民館セミナー 地域・自治公民館長等県外研修 松元町公民館運営研究大会	毎月研修会の開催(年1回県外研修を実施)	各市町ごとに事業内容等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
有償 4ヶ所 無償 6ヶ所(平田集会所を含む) 有償貸付料は固定資産評価額を基に算定 平田集会所の建物は合併時まで自治組織へ譲与予定	該当なし。	鹿児島市と喜入町、松元町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、貸付料については、合併時まで調整するものとする。 合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(37) コミュニティ関係事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
9 公民館長集落長互助会運営費補助事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	公民館長集落長互助会運営費補助事業 ・対象：公民館長等の互助会掛け金 ・補助率：1 / 2 ・補助額：15,000円×39人 自治公民館長 33人 地区公民館長 6人
10 集落班運営費補助金	該当なし。	該当なし。	該当なし。	集落班運営費補助金 ・対象：集落 ・補助額：世帯割1,180円×世帯数
11 自治公民館長活動謝礼	該当なし。	該当なし。	該当なし。	自治公民館長活動謝礼 4,000円×33人

(様式2) その2

(37) コミュニティ関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。